



京都府知事選挙

投票日は

投票時間は

4月9日(日)

午前7時~午後8時

■ご注意ください

4月9日(日)の投票日には、次のことに注意してください。

- (1) 投票時間は、午前7時から午後8時までです。
- (2) 投票所へは、「入場整理券」を忘れずに持ってきてください。入場整理券を忘れたり、紛失されたときは、投票所の係員に申し出てください。
- (3) 今回の選挙から、一部区域で投票区が変更されました。投票所に行く前に、あなたの決められた投票所(入場整理券の表に書いてあります)をもう一度確かめてください。
- (4) 手の不自由な方や、読み書きのできない方のために代理投票の制度があります。また、目の不自由な方は、点字投票ができますので、投票所の係員に申し出てください。

※代理投票された場合でも投票の秘密は守られます。

ご利用ください 期日前投票

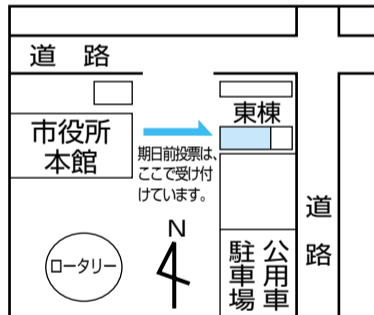
3月24日(金)~4月8日(土) 午前8時30分~午後8時

4月9日(日)の投票日にレジャーや用務または病気やお産などのため、投票できない方は、前もって「期日前投票」ができます。

●場所 向日市役所本館東棟会議室

※投票用紙を直接投票箱に投函していただけます。

※期日前投票をされる方は、
入場整理券を持ってお越しください。



選挙公報

**3月29日(水)ごろ
新聞折り込みします**

今回の選挙公報は、3月29日(水)ごろに朝日、京都、産経、毎日、読売各新聞の朝刊に折り込んで、みなさんのご家庭に配布します。

これらの新聞を購読しておられないご家庭で、秘書広報課に届出をしておられない方は、市選挙管理委員会までご連絡ください(電話でも可)。ただちに選挙公報をお送りします。また、新聞折り込み日以後に公民館やコミセンなど市内15か所の公共施設(下の表)に、直接取りに行ってください。

■選挙公報を置く施設■

施設の名称	所在地
向日市役所	寺戸町中野20
向日市民会館	寺戸町中ノ段17-1
物集女公民館	物集女町中条26
寺戸公民館	寺戸町初田18
森本公民館	森本町前田6-7
鶏冠井公民館	鶏冠井町御屋敷26
上植野公民館	上植野町西小路15
物集女コミュニティセンター	物集女町北ノ口33
寺戸コミュニティセンター	寺戸町山縄手11-3
西向日コミュニティセンター	上植野町御塔道7-5
向日コミュニティセンター	向日町南山3-3
上植野コミュニティセンター	上植野町桑原1-3
鶏冠井コミュニティセンター	鶏冠井町上古8-8
向日市民体育館	森本町小柳23-1
向日市民温水プール	鶏冠井町上古8-1

ご確認ください

入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに取りまとめ封筒で郵送します。

■郵便で不在者投票をする制度があります■

郵便による不在者投票の対象者

	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症	—
両下肢・体幹・移動機能	1級または2級	特別項症から第2項症	—
免疫の障害	1級から3級	—	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

※上表の障害の程度に該当される方は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙についてのお問い合わせ

向日市選挙管理委員会 ☎931-1111 (内線510、511)

■京都府知事選挙の投票ができる方■

年齢要件	昭和61年4月10日以前に出生の方
住所要件	引き続き3か月以上同一の市区町村の区域内に住所を有する方

●向日市へ転入された方

平成17年12月22日以前の届出	向日市で投票できます。
平成17年12月23日以後の届出	注1 京都府内から転入された方は、前住所の市町村で投票できます。 京都府外から転入された方は投票できません。

●向日市から転出された方

平成17年12月22日以前の届出	新住所の市町村で投票できます。
平成17年12月23日以後の届出	注2 京都府内へ転出された方は、向日市で投票できます。 京都府外へ転出された方は投票できません。

※注1・2の方は、新住所地の居住証明書が必要ですのでご注意ください。

●向日市内で転居された方

平成18年3月13日以前の届出	新住所の投票区で投票できます。
平成18年3月14日以後の届出	旧住所の投票区で投票できます。

■この選挙の投・開票速報(向日市分)は、インターネット向日市ホームページ(http://www.city.muko.kyoto.jp/)でお知らせします。■